

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月25日	
条例の題名	三重県石油コンビナート等防災本部条例		公 布 日	昭和51年10月5日
条 例 番 号	昭和51年三重県条例第51号		直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	防災対策部消防・保安課		電 話 番 号	059-224-2183
条例の概要	石油コンビナート等災害防止法第28条第9項の規定に基づき、三重県石油コンビナート等防災本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。			条例の 類型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	石油コンビナート等災害防止法と条例に基づき、本部会議は定期的開催されている。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県が行なうべき事務である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例においては、本部に関する最低限の規定しか行っていない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	規制型の条例ではない。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	法令に基づき、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	法令に基づき、条例であり、特に必要な法改正も行われていない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	条例の内容からそのおそれはない。	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例においては、本部に関する最低限の規定しか行っておらず、食い違いは生じない。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	本部の運営等(手段)を定めることが目的の条例であり、整合は自ずと図られる。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	特に受けていない。	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	本部運営の根拠を失する。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	本部の運営等に関する最小限の規定しか行っておらず、廃止すべき規定はない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	その他必要な事項は要領で規定しており、現時点で条例に追加すべき条項はない。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	特に重複はない。	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	本部の適正な運営に効果がある。また、コストは事務的経費のみで配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県の総合的なコンビナート防災対策を実施するものであり、一部の県民を対象としたものではない。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	コストは事務的経費のみであり、一部の県民に負担を求める性質の経費ではない。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	政策的な目的を持つ条例ではない	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	特に受けしていない。	
点検・見直し結果	改正を検討する。	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要はないと考えるが、条項の整理が必要である。		無